

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

453
14/8/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンビル1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆 ■ 梅林宏道 編集長 ■ 湯浅一郎 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

核兵器ゼロへの包括的アプローチを

—核兵器禁止の法的枠組みと

北東アジア非核兵器地帯

8月に考える
NPT無期限延長
から20年へ

1945年、広島・長崎への原爆投下から69年目の夏が来た。来年は、被爆から70年を迎える。しかし人類共通の目標である「核兵器ゼロ」への具体的な道筋は見えていない。そこで、この機会に、核軍縮と不拡散のための基礎であり、この問題に関する国際的論議ができる場として重視されてきた核不拡散条約(NPT)再検討会議における合意の変遷とその履行状況をふりかえり、現在の閉塞をいかに克服するのかを考えたい。向かうべき方向は、核兵器を禁止する法的枠組みと北東アジア非核兵器地帯という2つの包括的なアプローチである。

NPTでの合意の変遷とその履行状況

核不拡散条約(NPT)は、1968年に成立し、70年3月5日に発効した核兵器の拡散を食い止めるための条約である。その方法は、①核兵器を持たない国(非核兵器国)に対し核兵器の保有を禁止し、国際原子力機関(IAEA)の査察を受けることを義務づけ、②核兵器国に対して、自らが持つ核兵器を撤廃するために「誠実に交渉する」(NPT第6条、3ページ・資料1)ことを義務付けている。しかし、後者は、紳士協定にとどまっており、核軍縮を進める具体的規定や国際機関は存在しない。また③全締約国に核エネルギーの平和利用追求の不可侵の権利を保証する(第4条)。

人類は未だ核兵器を禁止する条約を有していないが、核兵器の廃絶と不拡散について貴重な合意を蓄積してきた。その基礎にあるのがNPTである。条約の履行状況を点検する5年に1回の「再検討会議」等を通じ、いくつもの合意を産み出してきた。その合意と履行状況を振り返る。

* CTBT交渉完了や中東非WMD地帯化を約した1995年合意

発効後25年後の1995年再検討・延長会議で

は、核兵器国が核軍縮義務を怠っているとして非核兵器国から厳しい批判が相次いだ。激論の末、NPTは無期限延長となるが、条件として「核不拡散と核軍縮のための原則と目標に関する決定」(以下、「原則と目標」と中東非核・非WMD地帯の設立を明記した「中東に関する決議」(資料1)が採択された。「原則と目標」は、96年までの包括的核実験禁止条約(CTBT)の交渉完了、兵器用核分裂性物質の生産を禁止するカットオフ条約交渉の即時開始と早期妥結を強調している。

* 「保有核兵器廃棄への明確な約束」をした2000年合意

2000年の再検討会議は、NPT第6条履行のた

今号の内容

NPT合意の変遷と履行状況から

<資料1> 主要なNPT合意(抜粋)

<資料2> アイルランド外相演説(抜粋訳)

<資料> 546名の自治体首長署名地図

【連載】被爆地の一角から(82)

「常軌を逸した世界からの決別を」土山秀夫

8月15日号は休みます。次号は9月1日号です。

めの13項目の実際的措置(資料1)を含む行動勧告が全会一致で採択された。とりわけ重要なのが、その第6番目の、「すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行うこと」である。しかし、核保有国は核戦力の近代化を続けており、合意はほとんど履行されないまま今日に至っている。

* 合意なしの2005年再検討会議

2000年合意の履行が期待された2005年再検討会議は、「対テロ戦争」において先制攻撃を正当化し、2000年合意を無視しようとする米ブッシュ政権の姿勢により合意には至らず、何一つ成果を挙げることなく終了した。

* 非人道性と核兵器禁止条約に触れた2010年合意

2010年の会議は、オバマ政権が登場し、オバマ大統領のプラハ演説など「核兵器のない世界」をめざす良好な環境の中で、2000年合意の有効性を再確認するとともに、新たな内容を盛り込んだ最終文書(資料1)が全会一致で採択された。その特筆すべき成果は、第1に核兵器の非人道性を認識し、国際人道法を含む国際法を遵守する必要性が盛り込まれたことである(行動勧告 I Av)。第2に国連事務総長が「5項目提案」の中で述べた核兵器禁止条約(NWC)や「別々の条約の枠組みに関する合意」に初めて言及した。NPTの合意文書としては初めて「核兵器禁止条約」という言葉が登場した。第3に、1995年無期限延長の重要な要素である中東決議の履行を図るための中東会議の2012年開催に合意したことである。

今、95年のNPT無期限延長から20年を前に、その条件とされたCTBTは発効せず、カットオフ条約の交渉や中東非核・非WMD地帯設立への前進はほとんどない。2000年合意の「保有核兵器の完全廃棄への明確な約束」も有効性は再確認されているものの、核保有国はこぞって核兵器の近代化を進めている。世紀を挟んだ20年間、不当にもNPT合意はほとんど履行されていないのである。これを打開するためには、個別課題を一つ一つ積み上げるだけでなく、「核兵器のない世界」の価値を前面に押し出した、より包括的なアプローチが求められる。

核兵器禁止の法的枠組みを求めるアプローチ

その第1が、核兵器禁止の法的枠組みを求めるアプローチである。12年NPT準備委員会(ウィーン)において16か国が「核軍縮の人的側面に関する共同声明」¹を発出した。同声明は、「もっとも重要なことは、このような兵器が、いかなる

状況の下においても二度と使用されないこと」であるとし、いわば「核兵器の不使用」が目指されるべきであるとする。13年10月の第68回国連総会での4回目の声明には125か国が賛同した。そして、核抑止依存の政策に矛盾するとして不賛同を続けていた戦争被爆国である日本が、国際的世論に抗しきれず初めて賛同した²。

併せて非人道性の認識の国際的な拡大を意図して、「核兵器の人的影響に関する国際会議」が、ノルウェーのオスロ(13年3月)、メキシコのナヤリット(14年2月)で開催され、14年12月には第3回目がオーストリアのウィーンで開催予定である。メキシコ会議の議長要約³は、核兵器の人的影響を前提に、核兵器の非合法化に関連して新たな法的拘束力のある条約を結ぶこと、そのために時限を区切った外交プロセスを開始する時期が来たとの大胆な提案を行った。

核兵器の非人道性を根拠に核兵器禁止の法的枠組みを作る取組みが強まっている。14年4月のNPT準備委員会は、それを象徴する場となった。例えば、新アジェンダ連合(NAC)⁴を代表して演説したアイルランドは、「全締約国は、この準備委員会を、核兵器のない世界を達成し、維持するための相互に強化しあう包括的で法的拘束力のある枠組みの構築について真剣に作業を開始する機会としなければならない」と呼びかけ、「その枠組みは、明確に定義されたベンチマークと時間設定を含み、強力な検証システムによって裏付けられていなければならない」とした(4ページ・資料2に抜粋)。このような主張は、核兵器廃絶の議論がNPTを跳躍台としつつも、NPTを越える場の創出を必要とする局面に入っていることを意味している。

地域に非核の傘を作る 北東アジア非核兵器地帯

第2のアプローチは、中東や北東アジアなど地域の非核化をめざすことである。地帯内国家が核兵器を保有しないことを誓約し、併せて周辺の核保有国が核による攻撃や威嚇をしない「消極的安全保証」を誓約し条約を作る。非核兵器地帯は、市民を核兵器の脅威から解放し、安全・安心を確保する、まさに「核兵器のない世界」の価値を作り出す包括的なアプローチである。

北東アジアでこの問題を考えるに際しては2000年合意の13項目の実際的措置を思い起こさねばならない。例えば、第9項目に「安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること」とある。これは、安全保障を米国の核の傘に依存する日本及び韓国も、非核の安全保障政策を作り出さねばならないという課題を突きつけている。これに応えるためには、政府として北東アジア

非核兵器地帯をうちだす必要がある。

2013年はこの問題で新たな進展が続いた。7月、国連事務総長の軍縮諮問委員会が「事務総長は、北東アジア非核兵器地帯の設立に向けた適切な行動を検討すべきである」との画期的な勧告⁵を行った。また、9月の国連総会ハイレベル会合において、モンゴルのエルベグドルジ大統領⁶は、北東アジア非核兵器地帯の設立への検討を行う非公式の場を準備する用意があることを表明した。そして、10月の国連総会では「核兵器の不使用を求める共同声明」に日本政府が初めて賛同した。核兵器が二度と使われてはならないとするこの共同声明は、安全保障を核兵器に依存する現在の日本の政策とは相いれない。これらの動きは、日本政府に北東アジア非核兵器地帯へ踏みださせる環境をつくり出しつつある。

日本政府は、非核の安全保障に舵を切れ

上記の新たな状況を活かし、核兵器を禁止する法的枠組みと北東アジア非核兵器地帯という2つの包括的アプローチを前進させるために、日本政府は、「核兵器の不使用を求める共同声明」に賛同した意義を熟慮すべきである。この声明への賛同は、核兵器の使用を前提とした拡大核抑止論に基づいた「核の傘」依存の安全保障政策を変更し、非核の安全保障、即ち北東アジア非核兵器地帯をうちだすべきことを促す。このように政策転換することができれば、日本はそれに

よって同時に核兵器を禁止する法的枠組みへの主張を強め、その動きを促進し、グローバルな核廃絶に寄与することができる。

北東アジア非核兵器地帯については、日本では民主党核軍縮促進議員連盟やピースデポが「3+3」構想なるモデル条約案を発表し、非核宣言自治体をはじめ市民社会からの支持の声と取り組みが続いている。14年4月には、長崎・広島両市長が、国連軍縮諮問委員会の勧告を踏まえ、国連本部において北東アジア非核兵器地帯を支持する日本の543自治体首長の署名を潘基文国連事務総長に手渡した⁷。このような取り組みを、より広範な市民社会、例えば宗派を超えた宗教界や超党派の国会議員に広げ、国連や日本政府に提出していくことも焦眉の課題である。市民社会からの支持のもと、日本政府の果たせる役割は大きい。(湯浅一郎) 

注

- 1 本誌第405号(12年8月1日)に全訳。
- 2 岸田外務大臣談話(2013年10月22日)は以下。
www.mofa.go.jp/mofaj/press/page4_000254.html
- 3 本誌443-4号(14年3月15日)に全訳。
- 4 ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカの6か国からなる核軍縮推進派の国家連合。98年に発足時の「核兵器のない世界へ新アジェンダの必要性」という共同宣言を発したことから、この名で呼ばれる。
- 5 本誌438号(13年12月15日)に全訳。
- 6 本誌434号(13年10月15日)に抜粋訳。
- 7 本号6ページに署名簿。本誌449-50号(14年6月15日)参照。

※本誌バックナンバーは、ピースデポHPで閲覧可。

【資料1】過去の主要なNPT合意 (抜粋訳)

核不拡散条約(NPT)第4条1、第6条 1968年7月1日採択、1970年3月5日発効

第6条

各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

95年NPT再検討会議「中東決議」

1995年5月11日採択

5. 中東におけるすべての加盟国に対し、とりわけ中東に効果的に検証可能な大量破壊兵器、すなわち核・化学・生物兵器、ならびにそれらの運搬システムが存在しない地帯を設立するために前進を図るべく、適切な場において実際の措置を講じるよう、また、この目的の達成を妨げるようないかなる措置をとることも控えるよう求める。

2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目 2000年5月19日

第6条関連 第15節

6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。

9. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとること：

一核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。

一核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。

一核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること。

一すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。

2010年NPT再検討会議最終文書 「行動勧告」 2010年5月28日採択

I. 核軍縮

A. 原則と目的

v. 会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する。

B. 核兵器の軍縮

iii. 会議は、具体的な軍縮努力の実行をすべての核兵器国に求める。また会議は、核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別な努力を払うことの必要性を強調する。会議は、国連事務総長による核軍縮のための5項目提案、とりわけ同提案が強固な検証システムに裏打ちされた、核兵器禁止条約についての交渉、あるいは相互に補強しあう別々の条約の枠組みに関する合意、の検討を提案したことに留意する。

(出典：ピースデポ刊『イアブック核軍縮・平和2013』)

**【資料2】アイルランドのパトリシア・オブライエン国連軍縮大使による一般討論演説
新アジェンダ連合を代表して**

2015年NPT再検討会議第3回準備委員会

2014年4月28日、ニューヨーク(略)

議長、

NPTは、「核戦争が全人類に惨害をもたらすものであり、したがって、このような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払い、及び人民の安全を保障するための措置をとること」を完全に認識したうえで半世紀前に締結された条約であります。事故であれ計算違いであれ意図的であれ、核兵器が爆発するリスクは、その兵器が存在し続けるかぎり、存在します。この惨害の脅威は、1998年に我々の外相をして新アジェンダ連合を創設させたものであり、それこそが、NACが核軍縮の大義を掲げるよう促し続けるものであるのです。

NPTは核軍縮・不拡散体制の礎であり、世界の安全保障体制の重要な要素であります。NPTが創設された中心的な前提は、非核保有国が核兵器を開発しないことを法的に誓約したことと引き換えに、核保有国が核軍縮を行うことを法的に誓約したことです。また全ての締約国は、核エネルギーの平和利用追求の不可侵の権利を確認しました。

NPTを「礎」と表現しましたが、NACとしては、この礎の上に何が築かれてきたのだろうかと思わせます。NPTの核不拡散の柱は、核兵器の水平不拡散の制限の点では成功をおさめ、条約下の核不拡散の条項と義務は強化されてきました。しかし、核軍縮の柱を見るに、軍縮条項と義務を実現するために何が達成されてきたのか、と問わざるを得ません。

2010年、再検討会議は、「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い憂慮」を表明し、「全ての締約国が、いかなる時も国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性」を再確認しました。再検討会議以来、ますます多くの締約国が、準備委員会の以前の会合や国連総会などのさまざまな場を利用して、こうした懸念について焦点を当ててきました。

(略)

核兵器を与えることを意図している損害の規模、そしてその結果が国境では留まらないことを考えると、安全保障ドクトリンや概念において核兵器に依存しつづけていることは容認しがたいことであります。そうした兵器

を取得しようと望む者が示す動機の中で最たるものが安全保障上の理由であることはあまりにも明白です。安全保障上の理由はしたがって、事実上、核不拡散への意図せざる誘因となっているのです。NACは、昨年初めの国連事務総長の「誤った兵器を握る正しい手というものは存在しない」という言葉に同意せずにはおれません。それに伴うあらたに証明されたリスクがあまりに大きいからです。実際、世界は、これまでに知られ、あるいは信じられてきたものよりも、核爆発にはるかに近い場所に来たことが確かです。核兵器が存在し続けるかぎり爆発の可能性は残っているということはNACにとってとても明らかなことであり、圧倒的多数の締約国にとっても同じだと信じます。それ故に、これが起きない唯一の保証は核兵器の完全廃絶なのです。

準備委員会の前回合合以来、核軍縮における本当で、実質的な進展への圧倒的多数の国々の希望が強まっていることを明確に示す数多くの動きがありました。最近ではナジャリットでの会議でそのことが示されています。準備委員会第2回会合の直後、「多国籍核軍縮交渉を前進させるための国連公開作業部会」がその作業を開始しました。その数カ月後、核軍縮に関するハイレベル会合がこのニューヨークであり、多くの国の主要政治閣僚級が演説を行いました。国連総会の圧倒的多数の国によって任務が与えられた両方の会議は、核軍縮の進展への希求を示しているだけではなく、NPTを支持するものであり、NPTの想定、すなわち「核兵器なき世界」を実現するという我々の集合的目標に対する積極的な貢献を成した、というのが新アジェンダ連合の見解であります。

1998年の新アジェンダ連合外相によるNAC設立宣言において、我々の閣僚は、核保有国の核兵器および核兵器能力を迅速かつ完全に廃棄するとの明確な約束を得るために、核保有国が根本的で必要な措置を採ることに後る向きな態度を取っている状況に世界はこれ以上甘んじるわけにはいかない、と主張しました。2000年の再検討会議では、核保有国が「保有核兵器の完全廃棄を達成する」との明確な約束をし、それは2010年にも再確認されています。

NACは、全会一致で合意されたフォローアップのための行動に向けた結論と勧告のなかに、2000年の再検討会議で合意された実践的な措置を基礎にした、核兵器完全廃絶のための具体的措置が含まれていることを想起したい。2010年の「行動計画」で、条約

第6条の履行を促進するために1995年と2000年に合意された措置の進展を加速させることを核保有国にあらためて義務づけたことを我々は想起します。核軍縮に関する2010年「行動計画」の一部として、すべての締約国は、それぞれの条約義務の履行に関連して、不可逆性と検証可能性、透明性の原則を適用することを誓約しました。不可逆性は核軍縮プロセスのきわめて重要な原則で、関連する法的・技術的誓約の厳格かつ透明な履行を通じてのみ保証されるものです。

(略)

議長、

核兵器の完全廃棄を待つ間、NACは、非核兵器地帯が世界および地域の平和と安全を向上させるために意義のある貢献をなすものと信じます。NACは、世界の多数の国々がそうした地帯の締約国であることを歓迎する一方、それが存在しない地域、とりわけ中東における非核兵器地帯の創設の重要性を強調したいと思います。

(略)

議長、

2015年の再検討会議は、条約の無期限延長が決まってから20周年を記念するものになります。今後、核の無期限保有の想定に対して疑問が呈されないということはありえないし、またNPTの条項履行に対する選択的なアプローチを続けることはできません。こうしたアプローチはNPT体制を損ね、条約の下での不平等を促進するものです。我々は、NPTは完全に履行され強化されねばならないと考えます。この条約が現在直面している難問は、共通の目的をもって、具体的な行動を通じてのみ解決することが可能なのです。

全締約国がこの準備委員会を核兵器のない世界を達成し、維持するための、相互に強化しあう包括的で法的拘束力のある枠組みの構築について真剣に作業を開始する機会をしなければなりません。その枠組みは、明確に定義されたベンチマーク、時間設定を含み、強力な検証システムによって裏付けられていなければなりません。我々は、今こそこの領域における法の支配を強化するときであり、誠実に軍縮交渉を実行するとの誓約が尊重されねばならないとの国連事務総長の意見に賛同します。この大量殺戮の道具による人類すべてへの脅威を考えれば、今こそ我々は行動しなくてはならないのです。

<http://papersmart.unmeetings.org/media2/2927438/ireland.pdf>

(訳:ピースデポ)

常軌を逸した世界からの決別を

ウクライナ東部における新ロシア派によるとみなされているマレーシア民間航空機の墜落事件、パレスチナ・ガザ地区におけるイスラエル軍の地上戦による多数の民間人死者とハマスの報復ロケット弾発射、シリアにおける政府軍と反政府軍によるいつ果てるとも知れない内戦状態、イラクにおけるバグダッド近郊に及ぶ武装勢力の攻勢、アフガニスタンにおける首都カブールを脅かすタリバンの逆襲、そしてアフリカの各地では…。

かつて20世紀は“戦争の世紀”とまで呼ばれるほど、2つの大戦を含めて殺戮の歴史が繰り返された。しかし1989年に東西冷戦が終結したのを機に、人類は21世紀こそ「戦争のない平和」が訪れ、各国の協調が十分機能すれば飢餓、貧困、環境破壊や差別、人権侵害のない「真の平和」(積極的平和)が実現するのも夢ではない、との期待を抱いたはずだった。だがその期待はあっさりと裏切られた。冒頭に述べたのが21世紀早々の現実の姿であり、理想とは程遠い国際情勢であった。動機の多くが民族間の対立であり、宗派間の対立であるだけに、憎悪と報復の連鎖の根は深い。

こうした状況を見るにつけ、筆者は8年前の05年11月に発表した講演内容が、今日においても依然として通用することを痛感した(「平和憲法を守ろう 講演会の記録」長崎県九条の会発行、06年1月)。少し長くなるが、以下に一部を再録することをお許し願いたい。「(前略)ニューヨークにおける同時多発テロとそれに続く報復としての米軍によるアフガニスタン侵攻、『大量破壊兵器の保有』との誤った思い込みによるイラク戦争、これらに対抗しての武装勢力による無差別テロ…こう見てきますと、現在の世界はたぶんに狂った状況下にあると言えます。なぜなら、『武力に訴える』、『暴力に訴える』ことが日常化し、日々の市民の犠牲者数さえ人間の感覚が麻痺しつつあるからです。

しかも皮肉なことに、『平和のために』、『人道主義のために』、『民主主義実現のために』といった美しいスローガンによってこうしたおびただしい犠牲者が生み出されているのです。日本が国連の決議を無視し、ためらうことなく武力に訴える(ブッシュ政権の)米国にのみ付き従うのが、果たして国際貢献の名に値する行為と言えるでしょうか。また狂ったような現在の世界に付き合うために、わざわざ誇るべき九条の平和理想の旗を降ろしてまで、日本が“普通の国”や“現実的な国”にならなければいけないのでしょうか。私は決してそうとは思いません。狂ったような世界をまともな世界に引き戻すために、むしろこれまで私たちの努力も足りなかった九条の精神の普及を、今こそ国内外に広げていくことが何よりも求められていると考えます。(後略)

翻って現在の日本はどうであろうか。安倍政権になって以来、足元のアジア外交はかつてない程に冷え切ってしまっている。中国や韓国との首脳会談一つ開かれることもなく、互いに相手を非難し合う状況は異常でさえある。安倍首相は口を開けば「わが国は対話の扉を常に開いている」と言う。歩み寄ってこないのは相手が悪いのだ、と言いたげな受身の姿勢だ。だが本当にそうであっていいのか。「河野談話」の見直しを口走ったり、相手が最も許し難いとする靖国参拝を強行したり、先の集団的自衛権の行使容認に際して、中国の脅威を煽って国民の支持をとりつけようとしたのは、安倍首相自身だったではないか。

日本国憲法の平和理念を実現するためには、全て相手に非があると断じる前に、一体どれだけ平和外交の具体的な努力を自ら積み重ねてきたのか、首相は胸に手を当てて問うてみるべきだ。「武力には武力で」の思想は、正に狂った世界への第一歩であることを忘れてはなるまい。



特別連載エッセー●82

つちやま ひでお
1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

被爆地の一角から

土山秀夫
(題字も)

北東アジア非核兵器地帯を求める署名

546 自治体 首長が賛同

(2014年8月1日現在)

あなたの街は
ありますか？

* 氏名は賛同時のもの。 * 自治体首長のほかに、日本非核宣言自治体協議会、平和首長会議が団体として賛同している。
* 09年からピースデポなどの日韓NGOが呼びかけ、田上富久長崎市長、松井一貫広島市長の協力のもと、広めている。
* 14年4月28日、広島・長崎両市長およびピースデポにより、国連事務総長に提出。日本政府へは過去3度にわたり、田上長崎市長らが提出している。

●…政令指定都市(賛同5)
★…道府県庁所在地(賛同16)

島根 (3)
宇津徹男(浜田市市長)
近藤宏樹(安来市長)
田中増次(江津市長)

山口 (6)
井原健太郎(柳井市長)
白井博文(山陽小野田市市長)
野村興兒(萩市長)
松浦正人(防府市長)
山田健一(平生町市長)
★ 渡辺純史(山口市長)

鳥取 (3)
★ 竹内 功(鳥取市長) 松本昭夫(北栄町市長)
竹内敏朗(江府町市長)

岡山 (10)
井上純一郎(真庭市長) 武久頭也(瀬戸内市長)
片岡聡一(総社市長) 西田 孝(勝央町市長)
栗山康彦(浅口市市長) 道上政男(美作市長)
黒田 晋(玉野市長) 山崎親男(鏡野町市長)
高木直矢(笠岡市長) 山本雅則(吉備中央町市長)

広島 (19)
入山欣郎(大竹市長) 牧野雄光(神石高原町市長)
蔵田義雄(東広島市長) 眞野勝弘(廿日市市長)
小坂政司(竹原市長) 増田和俊(三次市長)
五藤康之(三原市長) ★ 松井一貫(広島市長)
高田幸典(大崎上島町市長) 三村裕史(熊野町市長)
瀧口季彦(庄原市長) 山岡寛次(海田町市長)
竹下正彦(北広島町市長) 山口寛昭(世羅町市長)
羽田 皓(福山市市長) 吉田隆行(坂町市長)
浜田一義(安芸高田市長) 和多利義之(府中町市長)
平谷祐宏(尾道市長)

京都 (7)
● 井上正嗣(宮津市長) 太田貴美(与謝野町市長) 門川大作(京都市市長) 寺尾富爾(京丹波町市長) 中山 泰(京丹後市長) 松山正治(福知山市市長) 山崎善也(綾部市長)

兵庫 (6)
泉 房穂(明石市長) 酒井隆明(篠山市市長) 嶋田雅義(福崎町市長) 中川智子(宝塚市長) 西村和平(加西市市長) 山中 健(芦屋市長)

奈良 (15)
岩崎万勉(平群町市長) 太田好紀(五條市長) 小城利重(斑鳩町市長) 竹内幹郎(宇陀市長) 仲川げん(奈良市長) 東川 裕(御所市長) 平井康之(王寺町市長) 平岡 仁(広陵町市長)

大阪 (9)
岡本泰明(柏原市長) 神谷 昇(泉大津市長) 阪口伸六(高石市長) 竹内 脩(枚方市長) 多田利喜(富田林市長) 田中誠太(八尾市長) 馬場好弘(寝屋川市長) 福山敏博(阪南市長) 吉田友好(大阪狭山市市長)

和歌山 (5)
井本泰造(かつらぎ町市長) 岩田 勉(すさみ町市長) 小出隆道(上富田町市長) 田嶋勝正(串本町市長) 日裏勝己(印南町市長)

大分 (7)
是永修治(宇佐市長) 坂本和昭(九重町市長) 佐藤陽一(日田市市長) 首藤勝次(竹田市市長) 首藤泰文(由布市長) 橋本祐輔(豊後大野市長) 吉本幸司(津久見市長)

佐賀 (7)
江頭正則(吉野ヶ里町市長) 谷口太一郎(嬉野町市長) 江里口秀次(小城市市長) 樋口久俊(鹿島市長) 小林純一(基山町市長) 樋渡啓祐(武雄市長) 田代正昭(有田町市長)

福岡 (23)
一瀬政太(波佐見町市長) 西 浩三(小値賀町市長) 井上俊昭(新上五島町市長) 葉山友昭(長与町市長) 奥村横太郎(雲仙市長) 平瀬 研(時津町市長) 黒田成彦(平戸市長) 藤原米幸(南島原市長) 財部能成(対馬市長) 古庄 剛(佐々木町市長) 白川博一(香岐市長) 松本 崇(大村市長) 田上富久(長崎市長) 宮本明雄(諫早市長) 田中隆一(西海市市長) 山口文夫(川棚町市長) 友広郁洋(松浦市長) 横田修一郎(島原市長) 中尾郁子(五島市長) 渡邊 悟(東彼杵町市長)

宮崎 (11)
飯干辰己(五ヶ瀬町市長) 野田修光(串間市長) 黒木健二(日向市長) 橋本和実(西都市市長) 首藤正治(延岡市長) 肥後正弘(小林市長) 谷口義幸(日南市長) 日高光浩(高原町市長) 戸敷 正(宮崎市長) 安田 修(門川町市長) 長峯 誠(都城市長)

熊本 (23)
愛甲一典(あさぎり町市長) 長野敏也(南阿蘇村市長) 荒木義行(合志市長) 福島和敏(八代市長) 家人 勲(大津町市長) 福村三男(菊池市長) 北里耕亮(小国町市長) 廣瀬親吾(水上村市長) 草村大成(高森町市長) 前畑淳治(荒尾市長) 後藤三雄(菊陽町市長) 松本照彦(多良木町市長) 高峯哲哉(玉名市長) 宮本勝彰(水俣市長) 田嶋章二(苓北町市長) 元松茂樹(宇土市長) 田中信条(人吉市長) 森本完一(錦町市長) 徳田正臣(相良村市長) 安田公寛(天草市長) 中道博光(長洲町市長) 横谷 巡(山江村市長) 中嶋憲正(山鹿市長)

鹿児島 (13)
荒木耕治(屋久島町市長) 川下三業(中種子町市長) 笹山義弘(始良市長) 渋谷俊彦(出水市長) 嶋田芳博(鹿屋市長) 霜出勘平(南九州市市長) 隅元 新(伊佐市長) 豊留悦男(指宿市長) 長野 力(西之表市長) 東 靖弘(大崎町市長) 前田終止(霧島市長) 元田信有(宇検村市長) ★ 森 博幸(鹿児島市長)

沖縄 (18)
安里 猛(宜野湾市長) 宜保晴毅(豊見城市市長) 新垣邦男(北中城村市長) 古謝景春(南城市市長) 石嶺博實(読谷村市長) 島袋義久(大宜味村市長) 稲嶺 進(名護市長) 島袋俊夫(うるま市長) 翁長雄志(那覇市長) 城間俊安(南風原町市長) 上原裕常(糸満市長) 東門美津子(沖縄市長) 上岡 明(西原町市長) 中山義隆(石垣市長) 川満米長(竹富町市長) 野国昌春(北谷町市長) 儀間光男(浦添市長) 浜田京介(中城村市長)

滋賀 (5)
泉 峰一(米原市長) 尾澤久夫(東近江市市長) 橋川 涉(草津市長) 藤澤直広(日野町市長) 宮本和宏(守山市市長)

三重 (8)
岩田昭人(尾鷲市長) 尾上武義(大台町市長) 亀井利克(名張市長) 鈴木健一(伊勢市長) 田代兼二郎(朝日町市長) 田中俊行(四日市市長) 中井幸充(明和町市長) 中村順一(度会町市長)

愛媛 (9)
石橋寛久(宇和島市長) 井原 巧(四国中央市長) 大城一郎(八幡浜市長) 清水雅文(愛南町市長) 清水 裕(大洲市長) 高須 功(東温市長) 中村剛志(砥部町市長) 中村 佑(伊予市長) 山下和彦(伊方町市長)

高知 (19)
今西芳彦(本山町市長) 杉村肇生(土佐清水市長) 大石弘秋(仁淀川町市長) 高瀬満伸(四万十町市長) 岡崎誠也(高知市長) 田中 全(四万十市長) 沖本年男(宿毛市長) 戸梶真幸(日高村市長) 門脇慎夫(香美市長) 橋詰善人(南国市長) 上治堂司(馬路村市長) 松延宏幸(東洋町市長) 清藤真司(香南市長) 松本憲治(安芸市長) 小松幹侍(室戸市長) 矢野富男(梶原町市長) 笹岡豊徳(須崎市長) 吉岡正正(越知町市長) 塩田 始(いの町市長)

北海道 (54)

安久津勝彦(足寄町長)
伊藤喜代志(比布町長)
井上久男(置戸町長)
上田文雄(札幌市長)
上野正三(北広島市長)
蝦名大也(釧路市長)
小笠原春一(登別市長)
岡田和夫(幕別町長)
勝井勝丸(池田町長)
金平嘉則(沼田町長)
川村 茂(鹿部町長)

菊川健一(当麻町長)
菊池一春(訓子府町長)
北 良治(奈井江町長)
清澤茂宏(芦別市長)
工藤 広(稚内市長)
工藤壽樹(函館市長)
小谷每彦(北見市長)
小林 実(中標津町長)
小林康雄(土幌町長)
齊藤純雄(浦臼町長)
酒井秀秀(新ひだか町長)

坂下一幸(様似市長)
佐々木智雄(釧路町長)
佐藤聖一郎(仁木町長)
佐藤多一(津別町長)
佐藤広高(釧路町長)
佐藤芳治(上川町長)
嶋 保(余市町長)
新村卓実(奥尻町長)
菅原章嗣(喜茂別町長)
鈴木直道(夕張市長)
高橋定敏(留萌市長)

高橋貞光(せたな町長)
高橋正夫(本別町長)
高橋幹夫(美唄市長)
高薄 渡(清水町長)
竹中 貢(上士幌町長)
田村光義(中札内町長)
舟橋泰博(羽幌町長)
中松義治(小樽市長)
中宮安一(七飯町長)
中村 博(占冠村長)
西川将人(旭川市長)

能登芳昭(富良野市長)
濱谷一治(江差町長)
本間順司(古平町長)
福島世二(倶知安町長)
伏見悦夫(大樹町長)
牧野勇司(士別市長)
真屋敏春(洞爺湖町長)
水澤一廣(浦幌町長)
村瀬 優(広尾町長)
米沢則寿(帯広市長)

青森 (4)

大川喜代治(平川市長)
小山田久(十和田市長)
平山誠敏(五所川原市長)
吉田 満(深浦町長)

秋田 (7)

五十嵐忠悦(横手市長)
門脇光浩(仙北市長)
粟林次美(大仙市長)

齊藤滋宣(能代市長)
齋藤光喜(湯沢市長)
長谷部 誠(由利本荘市長)

横山忠長(にかほ市長)

岩手 (7)

小田佑士(野田村長)
菅原正義(平泉町長)
高橋敏彦(北上市長)
野田武則(釜石市長)

水上信宏(洋野町長)
山内隆文(久慈市長)
山本正徳(宮古市長)

山形 (7)

安部三十朗(米沢市長)
市川昭男(山形市長)
遠藤直幸(山辺町長)
後藤幸平(飯豊町長)
佐藤 清(村山市長)
佐藤誠七(白鷹町長)
内谷重治(長井市長)

宮城 (12)

安部周治(涌谷町長)
伊勢 敏(大河原町長)
伊藤拓哉(色麻町長)
大友喜助(角田市長)
齋藤邦男(亶理町長)
佐々木功悦(美里町長)

佐藤勇(栗原市長)
佐藤英雄(村田町長)
菅原茂(気仙沼市長)
鈴木勝雄(利府町長)
滝口 茂(柴田町長)
布施孝尚(登米市長)

福島 (11)

井関庄一(柳津町長)
遠藤雄幸(川内村長)
大宅宗吉(南会津町長)

佐藤 力(国見町長)
桜井勝延(南相馬市長)
穴戸良三(小野町長)

鈴木義孝(三春町長)
須藤一夫(浅川町長)
前後 公(猪苗代町長)

高橋宣博(桑折町長)
目黒吉久(只見町長)

群馬 (10)

阿久津貞司(渋川市長)
新井利明(藤岡市長)
市川宣夫(南牧村長)
岡田義弘(安中市長)
岡野光利(富岡市長)
千明金造(片品村長)
富岡賢治(高崎市長)
星野巴喜雄(沼田市長)
安楽岡一雄(館林市長)
山本龍(前橋市長)

栃木 (12)

阿久津憲二(那須塩原市長)
市村 隆(岩舟町長)
大久保寿夫(小山市長)
大豆生田 実(足利市長)
岡部正英(佐野市長)
小菅一弥(壬生町長)
高藤文夫(日光市長)
佐藤 信(鹿沼市長)
鈴木俊美(栃木市長)
津久井富雄(大田原市長)
豊田征夫(芳賀町長)
真瀬宏子(野木町長)

茨城 (17)

阿久津藤男(城里町長)
天田富司男(阿見町長)
海野 徹(那珂市長)
大久保太一(常陸太田市長)
久保田健一郎(石岡市長)
小川宜夫(茨城町長)
島田穰一(小美玉市長)
染谷森雄(五霞町長)
高杉 徹(常総市長)
高橋 靖(水戸市長)
保立一男(神栖市長)
益子英明(大子町長)
宮嶋光昭(かすみがうら市長)
村上達也(東海村長)
中島 栄(美浦村長)
中山一生(龍ヶ崎市長)
吉原英一(坂東市長)

富山 (4)

桜井森夫(小矢部市長)
澤崎義敬(魚津市長)
堀内康男(黒部市長)
脇 四計夫(朝日町長)

新潟 (13)

会田 洋(柏崎市長)
上村憲司(津南町長)
上村清隆(湯沢町長)
大平悦子(魚沼市長)
佐藤邦義(田上町長)
篠田 昭(新潟市長)
鈴木 力(燕市長)
関口芳史(十日町市長)
二階堂 馨(新発田市長)
入村 明(妙高市長)
森 民夫(長岡市長)
谷井靖夫(小千谷市長)
吉田和夫(胎内市長)

石川 (2)

粟 貴章(野々木町長)
武元文平(七尾市長)

福井 (1)

奈良俊幸(越前市長)

長野 (30)

青木 悟(下諏訪町長)
足立正則(飯山市長)
井出玄明(北相木村長)
今井竜五(岡谷市長)
牛越 徹(大町市長)
太田敏照(白馬村長)
岡庭一雄(阿智村長)
菊池毅彦(南相木村長)
熊谷元尋(高森町長)
栗屋徳也(木祖村長)
近藤清一郎(千曲市長)
清水 澄(原村長)
下平喜隆(豊丘村長)
白鳥 孝(伊那市長)
菅谷 昭(松本市長)

杉本幸治(駒ヶ根市長)
曾我逸郎(中川村長)
田上正男(上松町長)
竹節義孝(山ノ内町長)
田中勝巳(木曾町長)
羽田健一郎(長和町長)
平林明人(松川村長)
富井俊雄(野沢温泉村長)
藤澤泰彦(生坂村長)
藤巻 進(軽井沢町長)
牧野光郎(飯田市長)
松本久志(小谷村長)
宮川正光(南木曾町長)
山田勝文(諏訪市長)
山村 弘(坂城町長)

埼玉 (6)

石津賢治(北本市長)
川合善明(川越市長)
小島 進(深谷市長)
小峰孝雄(鳩山町長)
久喜邦康(秩父市長)
高畑 博(ふじみ野市長)

東京 (5)

阿部裕行(多摩市長)
小林正則(小平市長)
馬場一彦(東久留米市長)
邑上守正(武蔵野市長)
矢野 裕(狛江市長)

神奈川 (17)

黒岩祐治(神奈川県知事)
青木 健(真鶴町長)
阿部孝夫(川崎市長)
大木 哲(大和市長)
大矢明夫(清川村長)
落合克宏(平塚市長)
加藤憲一(小田原市長)
加藤修平(南足柄市長)
木村俊雄(寒川町長)
小林常良(厚木市長)
鈴木恒夫(藤沢市長)
中崎久雄(大磯町長)
服部信明(茅ヶ崎市長)
平井竜一(逗子市長)
府川裕一(開成町長)
古谷義孝(秦野市長)
山口昇士(箱根町長)

千葉 (28)

相川勝重(芝山町長)
秋葉就一(八千代市長)
伊澤史夫(白井市長)
井崎義治(流山市長)
石井俊雄(長生村長)
石井裕(南房総市長)
石田義廣(御宿町長)
岩田利雄(東庄町長)
太田 洋(いすみ市長)
金坂昌典(大網白里町長)
北村新司(八街市長)
小泉一成(成田市長)
越川信一(銚子市長)
齊藤 隆(横芝光町長)
猿田寿男(勝浦市長)
佐渡 斉(四街道市長)
椎名千収(山武市長)
志賀直温(東金市長)
菅澤英毅(多古町長)
玉川孫一郎(一宮町長)
出口 清(袖ヶ浦市長)
根本 崇(野田市長)
星野順一郎(我孫子市長)
本郷谷健次(松戸市長)
松崎秀樹(浦安市長)
水越勇雄(木更津市長)
山崎山洋(印西市長)
藤 和雄(佐倉市長)

香川 (7)

綾 宏(坂出市長)
新井哲二(丸亀市長)
大山茂樹(さぬき市長)
大西秀人(高松市長)
白川晴司(観音寺市長)
平岡政典(普通寺市長)
藤井秀城(東かがわ市長)

徳島 (3)

河野俊明(石井町長)
玉井孝治(板野町長)
原 仁志(佐那河内村長)

岐阜 (11)

石川道政(美濃市長)
岡崎和夫(池田町長)
林 宏優(山県市長)
日置敏明(郡上市長)
広江正明(笠松町長)
藤原 勉(本巣市長)
古川雅典(多治見市長)
堀 孝正(瑞穂市長)
水野光二(瑞浪市長)
南山宗之(坂祝町長)
室戸英夫(武豊町長)

愛知 (9)

石川英明(豊明市長)
江戸 満(扶桑町長)
大野純明(稲沢市長)
片岡憲一(岩倉市長)
神谷明彦(東浦町長)
柳原純次(半田市長)
田中志典(犬山市長)
柳 郁夫(知立市長)
柳山芳輝(武豊町長)

山梨 (11)

石田壽一(西桂町長)
角野幹男(昭和町長)
久保真一(市川三郷町長)
志村 学(富士川町長)
田中久雄(中央市長)
田辺 篤(甲州市長)

静岡 (12)

栗原裕康(沼津市長)
齊藤 栄(熱海市長)
清水 泰(焼津市長)
鈴木 尚(富士市長)

中込博文(南アルプス市長)
堀内 茂(富士吉田市長)
望月仁司(身延町長)
横内公明(韮崎市長)
渡邊凱保(富士河口湖町長)

須藤秀忠(富士宮市長)
佃 弘巳(伊東市長)
豊岡武士(三島市長)
原田英之(袋井市長)

日誌

2014.7.6~7.20

作成：有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

AAM=空対空ミサイル/IAEA=国際原子力機関/ICAO=国際民間航空機関/NSC=国家安全保障会議/P5=国連安保理常任理事国

- 7月7日 イラン最高指導者のハメネイ師、米国には他国の核兵器保有の可能性について懸念を示す権利はないとの発言。
- 7月9日付 北朝鮮の朝鮮中央通信、核兵器開発に中心的な役割をしたジョン・ピョンホ陸軍大將が急性心筋梗塞で死去したと報道。
- 7月9日 ガザ地区を実効支配するハマス、イスラエル南部のデモナ原子力施設に向けて3発のロケット弾を発射。
- 7月14日 イランのアラグチ外務次官、P5+独との核協議につき、同国だけ後戻りできない対応を取るのを受け入れないと表明。
- 7月15日 ケリー米国務長官、イランが保有するウラン濃縮用の遠心分離機約1万9千基は多すぎるとし、大幅削減を強く要求。
- 7月15日 ハモンド英国防大臣とル・ドリアン仏国防大臣、防衛協力強化で合意。
- 7月16日 米国務省サキ報道官、北朝鮮ミサイル発射に懸念を表明する書簡を日米韓などと共にICAOに提出したことを明らかに。
- 7月16日 6か国協議の韓国首席代表、日朝協議が北朝鮮の核・ミサイル問題をめぐる日米韓の連携に影響を与えないよう求める。
- 7月16日 ウクライナ領内で任務に当たっていた同国の攻撃機がロシア軍機のミサイルによって撃墜。操縦士は脱出して無事。
- 7月17日 マレーシア航空の旅客機ボーイング777がウクライナ東部のロシア国境付近で墜落し乗員と乗客295人全員が死亡。
- 7月17日 イスラエル軍、パレスチナ自治区ガザに侵攻しハマスの拠点などを攻撃。ガザでの本格的な地上作戦は09年以来。
- 7月17日 日本政府、NSC閣僚会合で、迎撃ミサイルの基幹部品の米国への輸出及び英国とのAAM技術共同研究方針を決定。
- 7月17日 国連安保理、北朝鮮の弾道ミサイル発射を受け、同国に安保理決議の順守を求める報道機関向けの談話を発表。
- 7月19日 北朝鮮外務省、弾道ミサイルの

イアブック「核軍縮・平和2014」

—市民と自治体のために 9月発刊予定!

監修：梅林宏道／編著：NPO法人ピースデポ／A5判 約320頁

会員価格1700円／一般価格2000円 (ともに+送料)

特集：核兵器の非人道性から禁止の法的枠組みへ

★ご注文方法は次号掲載予定★

- 2013年のキーワード：核軍縮/ミサイル防衛/米軍・自衛隊/自治体とNGO ほか
- 市民と自治体にできること
- 豊富な一次資料

発射は米国に対抗するための自衛権の行使だと正当化する内容の声明を発表。

●7月19日 イランとP5+独の核協議、合意を断念し終了。交渉期限を11月下旬まで延長して最終合意を目指すことで一致。

●7月20日 IAEA、イランがP5+独と合意した第1段階措置に沿って濃縮度20%ウランの廃棄作業を完了したとする報告書を作成。

沖縄

●7月6日付 1月に米軍施設跡地の沖縄市サッカー場建設現場で発見されたドラム缶から枯葉剤2成分を検出。沖縄市が調査分析。

●7月7日付 在沖海兵隊グアム移転、96年に米政府内議論。内部文書が存在が明らかに。

●7月7日 自民党県連、知事選で現職の仲井真知事を擁立する方針を決定。

●7月9日 自民党県連、翁長那覇市長へ知事選出馬を要請した那覇市議の処分を決定。3名を除名処分。9名に離党勧告。

●7月9日 辺野古埋立て予定地、5月からの約2か月間にジュゴンの食跡110本を確認。日本自然保護協会が発表。

●7月9日 「ヘリパッドいらない住民の会」、N4ヘリパッド運用停止などを防衛局に要請。

●7月10日 菅山嘉手納町長、外務省・防衛省を訪問。岸田外相らに基地から派生する公害・事故などの再発防止・改善を求める。

●7月10日 県、東村・高江へのヘリパッド移設工事で新たに2件の着工を承認。

●7月11日 辺野古内陸部に兵舎30棟以上の建設計画。未公表の08年米内部文書確認。

●7月11日 沖縄防衛局、県に岩礁破碎許可申請・ボーリング調査事前協議書を提出。

●7月14日 政府、警察庁に辺野古ボーリング調査に向けた警備強化を支持。県警本部に

核なき世界への現実的なアプローチ

8月6日発売

岩波ブックレット

核兵器を禁止する

川崎 哲

国際条約で禁じられていない唯一の大量破壊兵器、核兵器。核廃絶への新たな道筋として期待を集める核兵器禁止条約とはどのようなものなのか。978-4-00-270006-2 A5判 本体 520円

F101-8002 東京都千代田区一ツ橋2-5-5 (定価は表示価格+税) <http://www.iwanami.co.jp/> 岩波書店

公安捜査隊設置へ。

●7月15日 普天間飛行場所属オスプレイ1機、厚木基地及びキャンプ富士に飛来。

●7月15日 KC130空中給油機、普天間飛行場から岩国基地へ移駐開始。8月中旬までに全15機。米兵ら約800人も順次転出。

●7月15日 県、軍転協要請書から「県外施設」削除し「一日も早い危険性除去」に修正。各市町村から異論相次ぐ。

●7月16日 米海兵隊、中部訓練場上空の飛行制限高度を拡大する方針。オスプレイ着陸帯も増設。基地運用計画「展望2025」に明記。

●7月17日 県、辺野古ボーリング調査実施を了承。岩礁破碎は県許可「不要」と判断。

●7月18日 仲井真知事が事実上の出馬表明。3期目へ意欲。経済界との意見交換会で。

●7月18日 普天間飛行場でのオスプレイ離着陸約1600回。深夜飛行は60回。13年度防衛局調査。

●7月20日 防衛省、キャンプ・シュワブ内にブイなど関連資材搬入。

今号の略語

CTBT=包括的核実験禁止条約

IAEA=国際原子力機関

NAC=新アジェンダ連合

NPT=核不拡散条約

NWC=核兵器禁止条約

WMD=大量破壊兵器

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo!グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、金マリア<maria@peacedepot.org>、山口響<hibikiy1976@yahoo.co.jp>、吉田遠<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、中村和子、山口響、土山秀夫、梅林宏道